



佐賀県公報

平成16年
12月13日
(月曜日)
第 12545号

四 次

公 告

○小城町當門前地区土地改良事業施行同意

人事委員会事項

○特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則

○佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

○佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

○ 公 告

(規則・116) 一
(〃 117) 一

(農地整備課) 一

平成十六年十二月十三日

佐賀県人事委員会
委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第117号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号) の一部を次のように改正する。

第三十八条中第三号を削り、第四号を第三号とする。
第三十九条第四号中「又は第四号」を削る。

附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

○ 人事委員会事項

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成十六年十二月十三日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第116号

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等支給規則 (昭和四十五年佐賀県人事委員会規則第三十二号)

の一部を次のように改正する。

別表中「東松浦郡呼子町」及び「同 鎮西町」を「唐津市」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

申購
込
読
料
一
か
年
二
八、
八
〇
〇
円(送
料共
計)

発行者 平成十六年十二月十三日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 每週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株) 日